

「任意設置された座席ベルト（UN-R14、R16 関係）」

1. 背景

- 座席ベルトは、乗員の被害軽減に極めて重要な役割を果たしている。

座席ベルト着用有無別の致死率、車外放出率、車外放出時致死率（全席）

	着用	非着用	非着用／着用
致死率	0.15%	2.27%	約 15.2 倍
乗車中死者のうち、車外放出になった割合	0.7%	15.5%	約 22.1 倍

- 保安基準では、昭和 62 年までに、一部座席を除いて、乗用車、バス、貨物車の全ての座席に座席ベルトの設置を義務付けている一方、折りたたみ座席など一部の座席については、例外的に座席ベルトの設置が免除されている。
- しかしながら、これら座席であっても、構造上座席ベルトの設置が可能なものには、自動車メーカーの自主判断により、他の座席ベルトと同等の性能を有する座席ベルトが設置されている。（警察庁による国内メーカーヒアリング結果 ※一部のバスの補助座席を除く。）
- また、国際基準（UN規則）においても、任意設置された座席ベルトに対して、他の座席ベルトと同等の性能を要求している。
- 以上を踏まえて、任意設置されている座席ベルトについて、UN規則と同等の性能要件を課すことについて検討したい。

2. 適用範囲(案)

乗用車及び小型貨物車（3ナンバー、4ナンバー、5ナンバー）

3. 改正概要

シートベルト設置義務付け対象外の前向きの座席について、「シートベルトが備えられている場合の当該シートベルトの性能要件」（いわゆる if fitted 要件）を規定。

4. 改正時期

（未定）